

小田原競輪開催業務等包括委託業務契約の精査を求める陳情 資料

①小田原競輪開催業務等包括委託事業者募集要項（公募型プロポーザル）

通常、包括委託業務では一定の期間をもって、新規顧客獲得の取り組み、市民に親しまれる競輪場づくり、安定した運営を行うための施策等の提案を受けるものですが、小田原競輪場としては、今後の方向性の判断材料とする必要があることから、令和2年からの2年度の期間で、売上増収策に優先して、確実に実現できる経費削減策について重点をおいて、提案を求めるものです。

②令和2年2月5日 建設経済常任委員会

次に、主な提案内容を四つの提案ポイントに基づき御説明いたします。

1点目は、「運営効率化の取組」で、仕様の見直し、包括委託を受託している川崎競輪場との連携等による業務の効率化、システム化により、本場開催の経費を令和2年度は、平成30年度実績より約4000万円程度削減するとしています。

（中略）

小田原競輪場につきましては、昨年、包括委託の対象となる事業費が、委託費を全部足しますと4億9000万円ぐらいでした。事業売上げを100億円と考えておりますが、100億円の4.4%ですので4億4000万円という金額で提示してきましたので、細かい内容は事業者が考えると思うのですが、総合的に提案された委託料率を考えますと、4000万円から5000万円ほど今よりも金額を下げ出してきましたので、その中で運営を考えてもらえるものと考えております。

③令和4年度から8年度までの業者を選定する市の文書

本業務は、平成30年度の「小田原競輪の今後に向けた検討会議」での結果を受け、公募型プロポーザルを行い、小田原競輪場にとって有益な提案を行った現行業者が受託決定したものです。

この度2年間の試行期間を経て、令和3年度に再度、小田原競輪の今後の方向性を判断すべく、検討会議で検討した結果、包括委託等を行ったことによる経営改善の効果が認められ、「当面の間、競輪事業を継続させる」ことが結論付けられ、12月の総務常任委員会に報告されました。

当該業者がプロポーザルでインターネット売上を底上げする提案を行い、作成したニコニコ生放送・YouTube専用番組は、人気となっており、当該業者が同じく包括業務を受託する県内の川崎競輪場でも先進的に行っていることから、そのスケールメリッ

トを生かして、民間ポータルサイトの売上が令和元年度訳 31 億円だったところ、令和 3 年度は 100 億円超と、黒字化の大きな要因となりました。

当該業者に著作権のあるこの番組形態を継続することは、報告書の中での事業継続の試算条件の今後 5 年間の収支状況を維持するためには不可欠です。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とするとともに、小田原市契約規則第 23 条第 2 項第 1 号を適用し、単独見積りで執行しようとするものです。

④令和 2 年 2 月 5 日の建設経済常任委員会での説明

「1 審査概要」でございますが、プレゼンテーション及びヒアリング審査が行われました事業者選定委員会は、昨年 12 月 20 日に開催されました。10 月に開催いたしました現地見学会には、3 者の参加がありましたが、企画提案書提出の時点で、2 者が辞退し、企画提案がございましたのは、トータリゼータエンジニアリング株式会社 1 者のみでした。

⑤同委員会で、委員に競争が行われなかった理由を問われた際の回答

今回の委託期間が 2 年間という短期ということで、受託が難しいような印象を受けたところでございます。その先の 2 年後も継続して包括委託をするというような保証はまだできておりませんので、その辺が、2 者が参加できなかった理由の一つかと思えます。それから、トータリゼータエンジニアリング株式会社につきましては、今、小田原市の投票事務の委託業務をしているので内情をよく知っております。そういった関係で、トータリゼータエンジニアリング株式会社 1 者しか提案がなかったように思っています。

⑥決算に係る主要な施策の成果に関する説明書

【令和 2 年度】本年度から実施を始めたモーニング競輪における電話投票やインターネット投票での売上が伸びたことで車券発売総額は 12,809,885,700 円となり、前年度と比較すると約 3.05%の増となりました。

【令和 3 年度】車券発売金については、記念競輪が緊急事態宣言の影響により場外発売ができなかったことから大幅な減となったものの、通常開催はモーニング競輪の開催を拡大したことにより、電話投票やインターネット投票による売上が伸び、総額では前年度と比較すると約 36.47%増の 17,482,152,700 円となりました。

⑦小田原競輪開催業務等包括委託業務契約書

(市内業者への配慮)

第15条 受注者は、委託業務の執行に当たり、次のとおり市内業者に配慮するものとする。

(1) 再委託を行う場合には、市内業者に対して受注機会の増大に努めること。

(2) 物品の調達を行おうとする場合には、市内業者が製造又は加工した物品及び、市内業者が販売する物品の利用の推進に努めること。

⑧令和2年2月5日の建設経済常任委員会で、市内業者の受注減を懸念する委員に対する公営事業部副部長の回答

市内業者のほうにつきましては、現在、市内業者は、今4億9000万円とお話をしましたけれども、市内業者が1億円程度受注しておりまして、全体の20%程度なのですけれども、こちらについては継続して地元業者のほうを使っていたらいいような話になっていまして、それにプラスして、先ほど言いましたイベント関係でさらに利用を増やしていきたいというような話があったところでございます。